

# 症例報告の注意点

患者の数が少ない場合や顔写真を添付する場合など、氏名等を消去しても特定の個人を識別できてしまう場合は、当該症例等は「個人情報」に該当するため、学会での発表等に当たっては(第三者提供に該当するため)本人の同意が必要。